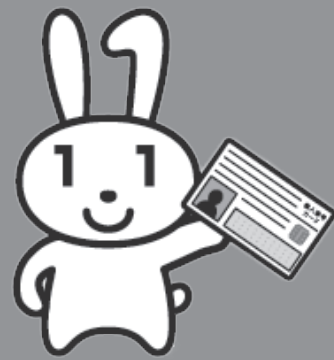




急ごう!!
まだ間に合う!!



上限 **5,000** 円
相当のポイントを付与

スマホでカンタン申請！マイナンバーカードの申請はお早めに！

令和2年12月と令和3年1月の土曜日は マイナンバーカードの受取りができます

町では、仕事や学校等で平日でのマイナンバーカードの受取りが難しい人を対象に、12月と1月の土曜日に窓口を開設します。マイナンバーカードの受取りは事前に予約が必要です。

■ 窓口対応できるのはマイナンバーカードの交付に関する事です

土曜日の窓口で行えることは、①マイナンバーカードの交付に関する事②マイナンバーカードの申請書の再発行に関する事③マイナポイントの申込み（事前に希望のキャッシュレスサービスをご準備ください）に関する事です。

■ 住民票、その他の証明書等は発行できません

■ 留意事項

受取り可能な日時、場所は以下のとおりです。

日時		ところ
令和2年	12月5日、12日、19日	役場税務住民課 住民係①番窓口
令和3年	1月9日、16日、23日、30日	

※平日は、通常通り午前9時から午後4時30分まで受取りの予約が可能です（ただし、木曜日は18時30分まで）。

※受取りの際は、役場から送付した交付案内通知に記載している必要なものを揃えてお越しください。

●予約・問い合わせ 役場税務住民課住民係まで

① マイナンバーカードの申請・取得

マイナンバーカードは、パソコン・スマートフォン・郵便・マイナンバー対応の証明写真機から申請することができます。

- ①カメラで顔写真を撮影
- ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



パソコン

- ①交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了



郵便

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



スマホ

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ②撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ③画面の案内にしたがって必要事項を入力
- ④顔写真を撮影して送信し、申請完了



※役場にも設置しています

証明用写真機

申請から約1か月後、役場から申請者本人に交付案内通知を発送します。通知が届いたら、役場に予約をして申請者本人が来庁し、マイナンバーカードを受け取ってください。

② マイナポイントの申込みと利用方法

取得したマイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービス（QRコード決済、電子マネー、クレジットカードなど）でチャージやお買い物をすると、そのキャッシュレス決済サービスで、ご利用金額の25%分のポイントをもたらるのが「マイナポイント」のしくみです（もらえるマイナポイントは1人あたり5,000円分が上限です）。マイナポイントホームページにて内容をよく確認して、申込みをしてください。

● STEP1 マイナポイントの予約・申込み

【スマートフォンからの申込み方法】マイナンバーカード、選択したキャッシュレス決済サービスを準備し、マイナポイントアプリをダウンロードして起動、「マイナポイントの予約」より画面の案内にしたがって予約・申込み

※予約・申込みには「マイナポイントアプリ」とマイナンバーカード受取時に設定した「数字4桁のパスワード」が必要です。マイナポイントアプリは右記のQRコードからダウンロードすることができます。



● STEP2 選択したキャッシュレス決済サービスでチャージ又はお買い物

チャージ額または購入額に応じて、選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして、マイナポイント（1人あたり5,000円上限）がもらえる

※令和3年3月31日までのチャージ又はお買い物がポイント付与の対象です。

※キャッシュレス決済サービスのポイント付与方法、タイミングなどはマイナポイントホームページまたはキャッシュレス決済サービス事業者にご確認ください。

※上記の申込み方法の他、パソコン（別途カードリーダーライタが必要）、役場住民係窓口、指定のマイナポイント手続きスポットでも申込み可能です。

